

都市建設委員会委員長報告書

平成26年6月25日

都市建設委員会に付託されました議案3件の審査につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順にご報告します。

初めに、議案第38号 「市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、開発行為及び寄附により新たに4路線を市道として認定するものです。

審査の過程における討論として

1 指摘を付し賛成の立場で討論する。

今回の4か所の現場視察において、路線番号10024号線については市道として認定することに疑問が残る。議会が現場視察するのに、手続き上の問題があるものと考ええる。建設業者は、早い時期に道路認可をとるが、工事の際、重機などで、道路がでこぼこになることもある。今後は、道路認定の議案を提案する際は作り直すくらいの気持ちが必要ではないと考える。

ただ、4か所すべてに問題があるということではないので、本案については賛成とする。

がありました。採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

なお、本案可決後、藤井委員他4名から議案第38号に対する附帯決議が提出されたため、日程に追加し、議題としました。

附帯決議に対する審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって**可決**されました。

次に、議案第36号「平成26年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、国庫補助金の内示に併せて所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ7,132万円を追加し、予算総額を42億8,662万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 要望を付し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は本年度の社会資本整備総合交付金の内示が確定したことによるものであり、歳入についてはつくばエクスプレス沿線整備関連で国庫支出金を減額するものの、既成市街地分で増額となる一方、歳出については江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業における污水管実施設計業務委託料等の追加をするもので、いずれも国庫補助金の内示を受けての措置であり、既成市街地污水事業の促進に必要な補正であると考えます。

また、区画整理地内の公共下水道整備の進捗に影響を及ぼしかねない措置であることから国庫補助金等の確保に努めることを要望して賛成とする。

2 指摘を付し、賛成の立場で討論する。

質疑でもあったが、道路面と側溝の蓋の高さのフラット化については、下水道建設工事と合わせて進めていくべきと指摘し、賛成とする。

がありました。採決の結果、

全会一致をもって、**可決**すべきものと決定しました。

最後に、議案第37号 「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部改正により、対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準が改められたことから、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合に、消火器の準備を義務付けるものです。

審査の過程における討論として

1 賛成の立場で討論する。

平成25年8月に発生した福知山花火大会での事故を踏まえ、消防法施行令が一部改正され、条例制定基準が改められたことから、火災予防条例第18条に祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することを加えるものであり、安全の確保拡大につながるもので賛成とする。

2 要望を付し賛成の立場で討論する。

催事などで火器、火元に消火器を設置することは非常に大事なことである。ただ、議案審査を通し、消防職員の意識が、いまだに低いことが否めないように感じた。本条例制定とともに、意識改革し、住民の安全に寄与するよう、祈りながら賛成とする。

がありました。採決の結果、

全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で都市建設委員会の委員長報告を終わります。